

個人情報保護審査委員会要項

平成18年9月28日

要項

(趣旨)

第1条 個人情報の適正な取扱いに関する規程(以下、「規程」という。)、個人情報の適正な取扱いに関する規程施行細則及び自己の保有個人データの開示等の請求に関する要項(以下「要項」という。)に規定する個人情報保護審査委員会(以下「委員会」という。)に関しては、この要項の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自己の保有個人データの開示等の請求に対する本学の措置・決定に関する不服の審査請求について、審査を行い、判断を示すこと
 - (2) 個人情報の漏えい等に関する調査の付託について、調査を行い、判断を示すこと
- ② 前項の規定による委員会の判断は、請求又は付託を受けた日から30日以内に示すものとする。ただし、止むを得ない場合は、さらに10日間(最終日が休日に当たるときはその翌日)延期することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 大学協議会の議を経て選出された者 5人
 - (2) 学校長
 - (3) 経営本部長
- ② 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ③ 第1項第1号の委員が欠けたときは、補充をするものとする。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を定める。

- ② 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。
- ④ 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- ② 議決を必要とするときは、出席委員(第4項の委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 議長は、委員として議決に加わることができない。
- ④ 委員が審査の請求をした者と特別の利害関係がある場合(ゼミナール又は卒業研究・論文において指導する地位にある者等)又は要項第3条から第6条までの自己の保有個人データの開示等の請求に対して、その全部又は一部について退ける措置・決定に関与した場合は、当該審査に加わることができない。

(小委員会)

第6条 委員会は、必要と認める場合は、小委員会を組織することができる。

- ② 小委員会に関することは、委員会で定める。

(委員以外の意見聴取)

第7条 委員会は、必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。ただし、出席を得がたいときは、文書で聴取することができる。

(審査・調査結果の通知)

第8条 委員会が第2条第1項第1号の審査を終えたときは、当該本人(法定代理人を含む。)に次の事項を文書で通知するものとする。

- (1) 委員会の判断を示し、これが本学の最終判断であること
 - (2) 委員会の審査結果に不服がある場合は、学外の関係機関の判断を求めることができること
- ② 委員会が第2条第1項第2号の調査を終えたときは、当該報告者に事実関係を通じ、必要と認

める場合は、漏えい等により権利利益が害されたと認められる情報主体に、速やかに事実関係を知するものとする。

- ③ 委員会は、前項のほか、2次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、可能な限り処理事案の概要及び対応策を遅滞なく公表するものとする。

(議事録の作成)

第9条 委員会は、開催の場所、日時、議決事項その他について、議事録を作成するものとする。

(委員会の所管)

第10条 委員会の事務処理は、経営本部総務部において行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認める場合には、他の部又はセンターに事務処理の応援を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 規程第6条第3項の規定は、委員及び委員会の事務処理に関与した者に準用する。

(補則)

第12条 この要項で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

附 則

- ② この要項は、平成18年9月28日から施行する。

- ② 第3条第1項第1号の規定による委員の当初の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成27年11月1日より施行する。